

福岡県公報

平成28年6月7日
第3798号

目次

告示 (第486号 - 第495号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 4

公告

○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めため の事前届出	(漁業管理課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 5

○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出	(中小企業振興課) …………… 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 8
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 8
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○競争入札参加者の資格等	(建築指導課) …………… 9
○一般競争入札の実施	(建築指導課) …………… 10

告示

福岡県告示第486号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年6月15日福岡県告示第1028号北九州都市計画道路事業3・2・9号7号線（富士見工区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間
平成23年6月15日から平成33年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
平成23年6月15日福岡県告示第1028号の事業地に同じ
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年6月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	中間線 宮田線	鞍手郡鞍手町大字小牧871番2先から 鞍手郡鞍手町大字小牧1094番2先まで

福岡県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	福岡線 筑紫野	前	筑紫野市武蔵四丁目156番1先から 筑紫野市上古賀三丁目357番1先まで	21.3 ～ 37.5	47.9
			後	筑紫野市武蔵四丁目156番1先から 筑紫野市上古賀三丁目357番1先まで	19.8 ～ 37.5	47.9

福岡県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	筑紫野線 太宰府	前	筑紫野市大字吉木587番2先から 筑紫野市大字吉木735番1先まで	16.6 ～ 67.6	135.8
			後	筑紫野市大字吉木587番2先から 筑紫野市大字吉木735番1先まで	16.6 ～ 53.4	135.8

福岡県告示第490号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡久山町大字猪野字黒河1529の52から1529の54まで、1522の1・1529の6・1529の55（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第491号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東門司2丁目	北九州市門司区東門司二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第492号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第508号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東門司2丁目	北九州市門司区東門司二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第493号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東門司2丁目-1	北九州市門司区東門司二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東門司2丁目-2	北九州市門司区東門司二丁目及び谷町一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第494号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

東門司2丁目-1	北九州市門司区東門司二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
東門司2丁目-2	北九州市門司区東門司二丁目及び谷町一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第495号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第187号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
須恵3-1	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成28年6月7日から平成28年6月21日までの間縦覧に供する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
大川市大字新田570番地1 大川市大字新田336番地 大川市大字紅粉屋961番地1	山口 高義 山田 英明 山田 智徳	川口	川口漁業協同組合

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）しまむら・バースデイ宇美 ファッションモール、大賀薬局・ファミリーマート宇美店

(2) 所在地 糟屋郡宇美町光正寺二丁目4591番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス西宮市店
 - (2) 所在地 行橋市行事七丁目41-1 外3筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス乙金店
 - (2) 所在地 大野城市乙金第二土地区画整理事業地内28街区11号 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

ア（出入口No.1）（P14）

左折入庫と右折入庫の際に、信号交差点に近いことから、信号交差点への影響が懸念される。信号交差点と出入口位置の距離を離すことが出来ないか検討すべきである。

イ（出入口No.2）（P15）

北側からの車両が右折入庫する場合、付加車線を横断することになるため、停留してしまうと、信号交差点への影響が懸念される。また、右折出庫と交錯するおそれがあるため、入出庫ともに交通への影響及び事故の懸念があることから、出入り口の位置の見直しや、左折入出庫に限定する等の検討が必要である。

いずれの件にしても、道路管理者と十分な協議が必要である。

- (2) 歩行者の通行の利便確保等
 - ア 将来的に歩道部平板の不均衡が懸念されるため、乗入部はアスファルト舗装に改良したほうがよい。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ア(1)廃棄物等の運搬方法（P24）
金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等
予定業者等：市許可業者⇒県許可業者
 - イ(2)廃棄物等の処理方法
紙製廃棄物等、生ごみ等、その他の可燃性廃棄物等
処理予定業者等：クリーンパーク・南部⇒クリーン・エネ・パーク南部
金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等
処理予定業者等：クリーンパーク・南部⇒産業廃棄物処理業者
- (4) 防災・防犯対策への協力
意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項
意見なし
- (6) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
- (8) 設置者が配慮すべき基本的な事項等
 - ア 出入口の位置の見直しや、歩道部分、また、廃棄物の処理方法等の見直しを検討すべきである。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン下大利店
- (2) 所在地 大野城市下大利一丁目216-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年5月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン二日市店
- (2) 所在地 筑紫野市二日市北二丁目2番1号

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物西側	23台	建物西側	17台

建物西側	30台	建物西側	29台
建物西側	30台	建物西側	29台
建物西側	30台	建物西側	29台
建物西側	34台	建物西側	23台
建物屋上	95台	建物屋上	67台
建物地下	76台	建物地下	64台
合計	318台	合計	258台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物南側及び立体駐車場南側	95台	建物南側	16台
-	-	建物南側	26台
-	-	立体駐車場南側	53台
-	-	立体駐車場西側	50台
合計	95台	合計	145台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
建物東側	312.75㎡	建物東側	63.0㎡
合計	312.75㎡	合計	63.0㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
建物東側	38.02㎡	建物内東側	29.48㎡
建物内北側	11.40㎡	-	-
合計	49.42㎡	合計	29.48㎡

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ宇美店

(2) 所在地 糟屋郡宇美町貴船二丁目1089番1外 16筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年5月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人太宰府よか倶楽部

(2) 代表者の氏名

江口 公浩

(3) 主たる事務所の所在地

太宰府市五条四丁目9番1号太宰府市立太宰府中学校内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、総合型地域スポーツクラブとして子どもを中心とした地域住民に対して、スポーツや文化に関する事業を行い、生涯にわたって「いつでも誰でも気軽に」住民相互の交流を深めるなかで、健康づくり、生き甲斐づくり更には、コミュニティづくりに寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年5月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(旧) NPO法人ハーティーケア基金

(新) NPO百千鳥

(2) 代表者の氏名

黒木 美紗

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市東区青葉五丁目16番8号

(4) 定款に記載された目的

(旧) この法人は、子どもから高齢者・障害者・病気の方、外国人を含むすべての人々に対して、QOL（クオリティ・オブ・ライフ：生活の質）の向上に資する事業を実施することで、健全な心身と生きる力を育み、すべての人々が生きやすく、充実した人生を送ることのできるような、多様性を包括する地域社会の実現に寄与することを目的とする。また、QOL向上に関わる健康・医療・介護・福祉・教育・文化的サービスに携わる個人および団体に対して、技術・知識の提供および指導、ネットワーク化に関する活動を行うことで、地域における問題の解決を図り、

雇用の創出に寄与する。

(新) この法人は、多種多様な文化が花開く世界の実現に向けて、画一的ではなくゆたかな広がりを持った和 문화の醸成を目指す。このため、古くから培われてきた日本独自の文化がもつ感性と情趣をより多くの人に知ってもらい後世に伝えるとともに、未来に向けた新たな日本文化の創出を応援することを目的とする。なお、この法人の活動においては、外国人・子ども・障害児者・高齢者・病気の方を含むすべての人々に開かれた場の創出と、現代社会に即した新たな文化的取り組みを応援することを重視する。またこの活動を通じて、グローバル化のすすむ国際社会において必要となる以下の三つの資質を備えた人材の育成を目指す。一、自らの文化の歴史と伝統を理解し、自己の拠って立つアイデンティティーを確立すること。二、自国の文化を他者にわかりやすく伝えることができること。三、自国の文化を知る中で、他の文化に対する寛容や尊重の気持ちを育むこと。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成28年5月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人むゆうげん
 - (2) 代表者の氏名
木本 伸一郎
 - (3) 主たる事務所の所在地
田川市魚町10番24号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は医療、介護、社会福祉、環境保全に関する事業並びに啓発活動を行ない、地域の人々の健康で明るい豊かな生活の形成及び人生の最終段階における穏やかな暮らしへの支援に寄与することを目的とする。

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営前田地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成28年6月7日から 平成28年7月5日まで	行橋市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市宮田一丁目394番1、394番3、395番1及び395番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区箱崎七丁目4番2
中村 輝光

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区大字畑	平成28年4月28日から 平成28年7月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、糸田町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡糸田町	平成28年4月18日から 平成29年3月30日まで

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする特定役務の種類

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事

- 2 競争入札の参加者の資格

次の(1)から(5)までのいずれにも該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(1)に該当する者を除く。）
- (4) 建設業法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていないもの
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていない者

- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（平成28年5月1日から平成29年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登載されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

- (1) 受付の時期

この公告の日から入札参加申込み受付期限日まで随時受け付ける。

なお、それ以降も入札書提出の前日まで随時受け付けるが、申請の日時によっては、開札時まで審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

- (2) 受付の場所

福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

- (3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

- ア 平成28年度の「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）」
- イ 平成26年10月1日から平成27年9月30日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (4) 提出書類の販売場所
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）
- (5) 提出書類の作成に使用する言語等
申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (6) その他
申請書は、郵送では受け付けないので、必ず持参すること。
- 4 資格審査申請に対する問合せ先
福岡県建築都市部建築指導課建設業係
電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告します。

平成28年6月7日

福岡県知事 小川 洋

土木一式工事

- 1 工事名
高尾川地下河川築造工事
- 2 施工場所
筑紫野市紫二丁目ほか
- 3 予定工期
平成28年度から平成30年度まで
- 4 工事概要
工事延長 L=1,052.3m
泥土圧式シールド工（外径6.0m） L=1,033.8m
発進立坑築造工（ニューマチックケーソン工） N=1式

防音施設工 N=1式

- 5 入札を行う時期
平成28年度 第3・四半期
- 6 工事の概要に関する問合せ先
福岡県県土整備部企画課技術調査室
電話 092-643-3522